

清瀬市消費生活センターだより

No.106 (令和6(2024)年6月)



へぷちゃん

ちえのわ

「知ってる?」「教えて!」

～ キャッシュレス決済の話 その1 ～

最近商品やサービスに対する対価の支払時に現金を使用しないキャッシュレス決済が増えています。

経済産業省の昨年度の統計では、キャッシュレス決済比率は39.3%となっており、総額126.7兆円のお金がキャッシュレスで決済されています。

少子高齢化や人口減少に向けての生産性や利便性向上の一環として国もキャッシュレス決済を推進しており、これから一層増えて行くことが予想されます。

Q:最近よく耳にする〇〇ペイもキャッシュレス決済なの?

A:〇〇ペイは、キャッシュレス決済のうちの一つです。QRコードやバーコードを読み込んで決済するため、QRコード決済もしくはバーコード決済とも呼ばれます。(以下総称してQRコード決済とします)

Q:〇〇ペイはどういう仕組みになっているの?

A:〇〇ペイは支払いをスマートフォンを使ってQRコード(バーコードを含む)を読み込むことにより行うため、まずスマートフォンに専用アプリをダウンロードする必要があります。それから、ダウンロードしたアプリの画面上で、予めどのような決済方式にするかを決めて登録しておきます。決済の種類は主に①前もってアプリにチャージ ②クレジットカード払い ③銀行口座からの引き落としの3種類があります。実際の支払いの場面で現金を使用しないため、お金の動きがわかりづらいですが、QRコード決済をするという事は①～③の中から自分で決めた決済方式のお金の動きと連動しているという事になりますので、自分で使用した金額が①～③の決済方式の利用明細に反映されている事を確認しましょう。

Q:QRコード決済と呼ばれるものには沢山種類があるけれど、どう選べばよいの?

A:QRコード決済を運営している事業者によりそれぞれ特徴があります。商品の購入先やサービスを提供している事業者が対応しているQRコード決済は何かという事を押さえておき、そのQRコード決済がどのようなサービス内容となっているのかを知っておくことが大切です。また、自分にとって有効に利用できる特典が付与されるかという点も、選択する際のポイントのひとつになると思われます。

Q:QRコード決済を利用する時の注意点

A:店舗によっては利用出来ないQRコード決済があるという事を認識しておく必要があります。1種類であらゆる場面で使用出来るQRコード決済は無いと思っておいた方が良いでしょう。また、お金を使っている感覚が薄れがちなので使い過ぎてしまう可能性があるため注意が必要です。QRコード決済はスマートフォンを使って行う決済であるため、スマートフォンの不正利用を防ぐ事もとても重要です。自分以外の人にスマートフォンを使用されないようアカウントやIDやパスワードの管理をしっかり行いましょう。

いま清瀬市では 『点検商法』の相談が増えています

「点検商法」とは、住宅の屋根、床下、排水管などを「いまなら無料で点検しますよ」などと言って突然個人宅を訪れ、点検をした結果、ありもしない不具合を指摘して消費者の不安をあおり、強引に商品やサービスを契約させる悪質商法のひとつです。



注意! これらの業者は不意に個人宅を訪れ、
点検・修理を行います・・・

たとえば、こんな業者がやってきます



屋根修理の点検商法では、「近所の家の屋根を修理していたら、お宅の屋根が壊れているのが見えた」、「すぐに修理しないと落ちてきた破片で通行人がケガをするかも知れない」などと住民の不安をあおって本来なら行う必要のない作業を行い、高額な修理代を要求してきます。

悪質なケースでは、点検を装って屋根に上り、壊れてもいない屋根をわざと壊して屋根の写真を撮り、それを住人に見せ不安をあおって契約をさせる事もあります。

ガス器具の点検商法では、実在するガス会社の名前を名乗って訪問し、給湯器やガステーブルの点検をするフリをして器具の交換を勧めたり、高額な調査費などを請求します。

なかには事前に訪問する事を電話で知らせたうえでやって来ることもあり、その場合、実在のガス会社の点検だと信じ込んでしまい、疑うことなく点検をさせてしまいます。



ここがポイント！

家屋の修繕や器具の修理などが必要なときは、**複数の業者から見積り** を取るなどして、**落ち着いて慎重に** 契約することが大切です。

市では、「清瀬市住宅工事あっせん事業協力会」に加入している業者の紹介を行っていますので、こちらも検討材料としてご活用ください。



【問い合わせ先】 産業振興課 商工係 ☎ 042-497-3187

市ホームページ QRコード

清瀬市消費生活センターからのお知らせです

相談急増！

この地域で「点検商法」と思われる訪問勧誘の相談が増えています

こんにちは！

近くで工事をするのでご挨拶に伺いました。

ところで、工事の下見をしていたら、お宅の屋根が壊れているのが見えました。急いで修理をしないと雨漏りや瓦が落ちて、ご近所に迷惑をかけるかもしれませんよ。

今度お宅に訪問させていただきます。

現在、このように不安をもち、不必要な修繕をさせようとする悪質商法の相談が増えています。修理をお考えの場合でも決してその場で契約するのではなく、ご家族に相談したり、複数業者から見積りをとるなど、慎重に業者を選びましょう。業者との契約で困ったり、おかしいと思ったら、消費生活センターにご相談ください。

清瀬市消費生活センター
清瀬市光町1-2-11 アミューゼン9F
☎ 042-495-6212(相談専用)
相談時間 月～金曜日(祝日、年末年始除く)
午前10時～12時・午後1時～4時

屋根修理のチラシ

消費生活センターでは、点検商法や訪問勧誘の情報が寄せられた際に、該当する地域のお宅へ注意喚起のチラシをポスト投函しています。

ご自宅に消費生活センターからのチラシが届いたときは、その地域を業者が回っている可能性が高いので、不意な訪問に充分ご注意ください。

また、「訪問販売お断りシール」も消費生活センターにて配布しています。訪問業者への意思表示として、ご自宅の玄関先などに貼ってご利用下さい。

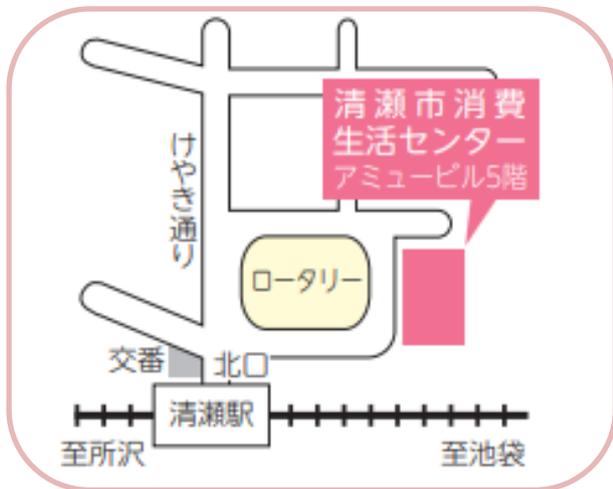
<p>玄関先などに</p> <p>訪問販売セールス一切お断り!</p> <p>悪質な場合、清瀬市消費生活センター・東村山警察署に相談します</p>	<p>電話機などに</p> <p>電話勧誘対処法「いりません!!」とさっぱり断り話の途中で電話を切ります</p> <p>断った際には清瀬市消費生活センター相談専用 ☎042-495-6212</p> <p>平日 午前10時～12時 午後1時～4時</p>	<p>インターホンなどに</p> <p>訪問販売セールス一切お断り!</p> <p>訪問販売は、清瀬市消費生活センター・東村山警察署に相談します</p> <p>携帯電話などに</p> <p>消費者トラブルで困ったらすぐ相談！清瀬市消費生活センター ☎042-495-6212</p> <p>平日 午前10時～12時 午後1時～4時</p> <p>インターホン、屋内などに</p> <p>不要なセールス「いりません!!」拒否の際は「帰ってください!!」</p>
--	---	--

玄関・電話機・インターホン・携帯電話・家の中の目立つ場所に貼ってください

訪問販売お断りシール

消費生活センターは、今年の4月に移転しました

移転後も今まで通り、市民のみなさまの消費生活に関する相談や消費者教育の拠点施設として、消費生活相談、消費者教育・啓発活動、消費生活情報の発信、消費者活動の支援などを行っています。



- 【所在地】 〒204-0021 清瀬市元町 1-2-11 アミュービル5階
【電話】 042-495-6211
【F A X】 042-495-6221
【受付時間】 月～金（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

消費生活相談

主に消費者と事業者間の契約トラブルについて相談ができます。消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスするほか、ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉をお手伝いします。

相談専用電話：042-495-6212

※ つながりにくい場合は（代表）042-495-6211 へ

相談日： 月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）

相談時間： 午前10時～正午 午後1時～4時

- 対象者は市内在住・在勤・在学の方
- 来所・電話による相談をお受けしています。メール・FAXでの相談はお受けできません。

【発行・問い合わせ】 清瀬市消費生活センター 電話：042-495-6211（代表）